

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 6 月 2 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 錢谷 弘

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 陽光丸無線設備定期検査及び点検整備業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 3 年 1 0 月 2 2 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10が相応する金額を切り捨てた金額（当該金額に消費税及び地方消費税を積み上げた金額）を以て入札書に記載する金額とする。入札書に記載された金額は、消費税の110分の110分を以て入札書に記載する金額とする。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度（令和元年度・2・3年度）国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている者でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門管理課
電話 095-860-1627
FAX 095-850-7767
- ② 郵送による交付
封書に「陽光丸無線設備定期検査及び点検整備業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付
任意書式に「陽光丸無線設備定期検査及び点検整備業務入札説明書」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和3年7月5日（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うこと。また、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、

同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年7月12日 14時00分
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
長崎庁舎 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年7月12日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が
行う契約の概要を、おま
すので、ご了願
いませ
ます。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 陽光丸無線設備定期検査及び点検整備業務
2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構所属漁業調査船陽光丸（以下「陽光丸」という。）の無線関係設備等について、定けい港内において船舶局、船舶地球局定期検査及び関連整備を行い、電波法及び無線局定期検査規則等の法令に基づく検査に合格させることを目的とする。
3. 業務場所 長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
陽光丸
4. 履行期限 令和3年10月22日
(1)ただし、衛星非常用位置指示無線標識(JQE-103)の自動離脱装置及びレーダートランスポンダー(JQX-30A)2台の電池の有効期限が令和3年9月までのため、9月中に交換すること
(2)無線検査(データ取得)実施予定日は、令和3年9月下旬頃から10月上旬を目途とし、本船航海予定の変更に対応できるよう、第二予定日まで設定の上、日程を確保すること。
5. 業務内容 (1)別紙、無線機器一覧表の設備について、受検に必要な諸整備を行い、関係省庁に提出する整備記録表・試験成績表等を作成し、関係法令に基づく定期検査(国土交通省検査に係る機器については当該検査も併せて)に合格させること。
なお、その際には総務省の登録検査等事業者制度を利用することとし、受検に伴う電波法上の諸手続等は受託者側で責任を持って行うこと。
(2)点検整備に当たっては、船舶の安全維持に関する諸規則を遵守することとし、作業上の都合で機器類を船外に持ち出す場合は、担当職員の許可を得てから持出しを行うこと。
(3)衛星非常用位置指示無線標識(JQE-103)の自動離脱装置及びレーダートランスポンダー(JQX-30A)2台の電池を交換すること。
(4)無線設備の調整を行い、可動部のある箇所については動作状態の確認及び整備を行うこと。
(5)不良箇所を発見した時は、担当職員と協議し指示を仰ぐこと。
(6)完了後は、担当職員立会いのもと、各機器が正常に作動することを確認した上で、引き渡しを行うこと。
(7)検査合格後に点検整備及び試験成績表(国土交通省向け整備記録、造船所控え含む)を各4部作成し提出すること。
6. その他 詳細については、担当職員の指示に従うこと。

無線機器一覧表

機器名	規格	台数	機器製造会社名
【GMDSS機器】			
主無線電信電話送信機	JSS-596	1台	日本無線株式会社
国際VHF無線電話機	JHS-770S	2台	日本無線株式会社
レーダー	FAR-2127-24AF	2台	古野電気株式会社
ナブテックス受信機(英文)	NCR-333	1台	日本無線株式会社
ナブテックス受信機(和文)	NCR-700A	1台	日本無線株式会社
衛星非常用位置指示無線標識	JQE-103	1台	日本無線株式会社
レーダートランスポンダ	JQX-30A	2台	日本無線株式会社
双方向VHF無線電話装置	JHS-7	3台	日本無線株式会社
インマルサットC装置	JUE-85	1台	日本無線株式会社
船舶自動識別装置(AIS)	FA-150	1台	古野電気株式会社
【一般機器】			
補助送信機	JSS-296	1台	日本無線株式会社
2.7MHz SSB送受信機	TH-4035	1台	大洋無線株式会社
2.7MHz DSB送受信機	JSD-282	1台	日本無線株式会社
4.0MHz DSB送受信機	TV-S705	1台	大洋無線株式会社
全波受信機	NRD-630	2台	日本無線株式会社
船上通信装置	JHS-400A	1台	日本無線株式会社
船上通信装置	JHS-430	6台	日本無線株式会社
船上通信装置	VX-821-G7-5	4台	日本ラムダ
衛星航法装置(GPS)	GP-150	2台	古野電気株式会社
GPSブイ専用送受信機	THR-500	1台	大洋無線株式会社
ファクシミリ受信機	JAX-91	2台	日本無線株式会社
【インマルサット装置】			
インマルサットFB装置	JUE-500	1台	日本無線株式会社